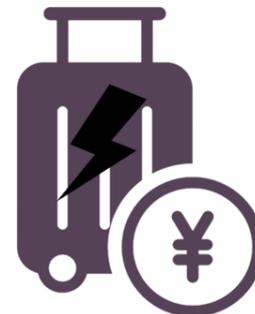


携行品損害 の補償の対象は？？

携行品損害	被保険者が所有かつ携行する身の回りが責任期間中に偶然な事故により盗まれたり壊れたりした場合。	1旅行につき保険金の範囲内で、1事故につき損害額から3,000円（免責）を引いた額。 （1個または1対につき10万円を限度とします。ただし、パスポートおよび乗車券等はそれぞれ5万円限度） * 査証（ビザ）は対象外となります。 また、日本においてのパスポート再取得費用も、対象外となります。
-------	--	---

UCコーポレートカード(ゴールド)
付帯の海外旅行保険の中から
補償の解説(一部のみ)



ワンポイント解説

- 持ち物が壊れたか、盗難の場合が対象。
- 紛失(置き忘れ)などは対象外。
- 経年劣化による故障なども対象外。

保険金請求書に際して、**いつ・どこで・何が・どうなったのか**が必要なので、明確にしておきましょう。

保険金請求する

- ① 保険会社へ連絡し、保険金請求書をもらう。
物の破損の場合は
② 修理業者に修理見積もりまたは修理不能証明書を出してもらう。
盗難の場合は
② 所轄の警察へ行き、事故証明書(POLICE REPORT)をもらう。

例1) スーツケースが壊れた

- キャスターが外れてしまった、本体に亀裂が入った場合等は対象。
- 擦り傷程度の外観の損傷は対象外。
- ◆ 修理費用または時価額の低い額が査定額
- ◆ 査定額-3,000円 = 受け取れる保険金

※時価額:購入時の金額から減価償却して算出される。

例2) 盗難に遭った

- ◆ 盗難に遭った物の積算額(時価額) が査定額
- ◆ 査定額-3,000円 = 受け取れる保険金

※時価額:購入時の金額から減価償却して算出される。

航空機に預けた荷物がロストしたら??

<p>寄託手荷物遅延</p>	<p>航空便が目的地に到着してから6時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。</p>	<p>1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を1万円限度としてお支払いします。</p> <p>①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等の旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。</p> <p>②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。</p>
<p>寄託手荷物紛失</p>	<p>航空便が目的地に到着してから48時間以内に、搭乗時に航空会社へ寄託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入した場合。</p>	<p>1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を2万円限度としてお支払いします。</p> <p>①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等の旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。</p> <p>②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。</p>



ワンポイント解説

- 空港で手荷物遅延の証明書を取得してください。現地で証明書をもらえなかったとしても日本帰国後に航空会社から取得できるので心配しないでください。
- 現地で買ったもののレシートは必ず保管してください。
- 対象となる場合、自身が現地到着から、6時間超～96時間以内にかかった費用が請求できると覚えておいてください。

保険金請求する

- ① 保険会社へ連絡し、保険金請求書进行もらう。
- ② 航空会社から証明書を取得する。

航空機の遅延したときの補償は??

乗継遅延費用	航空便を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着便の遅延によって搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の搭乗時刻から4時間以内に代替便に搭乗することができなかった場合。	1回の到着便の遅延について、乗継地における宿泊費と食事代の実費を2万円限度としてお支払いします。
出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空便について、出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空便の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空便に搭乗できなかった場合。	1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、出発地における食事代実費を1万円限度としてお支払いします。



ワンポイント解説

遅延に遭ったときのストレスを少しでも軽減できるように保険を上手に活用しましょう。

4時間以上の遅延や欠航が確定したら、食事代（乗継遅延費用の場合は宿泊費も）が保険で対応できることを思い出してください。ぜひ温かいお食事をとりましょう。レシートは必ずもらってください。

保険金請求する

- ① 保険会社へ連絡し、保険金請求書进行。
- ② 航空会社から証明書を取得する。

ホテルの備品を壊してしまったら??

- 賠償事故についてはその場で相手と示談はしないでください。
- 日本語で対応の専用窓口ご連絡を入れるようにしてください。
(下記PDFのP.6に窓口記載)

uc_cort-gold.pdf (uccard.co.jp)

現地で病院に行くことになったら??

- 治療や救援費用も含めて日本語で対応の専用窓口にご連絡を入れるようにしてください。(下記PDFのP.6に窓口記載)

uc_cort-gold.pdf (uccard.co.jp)



UCコーポレートカード(ゴールド) 付帯の海外旅行保険についての詳細の確認はこちらからお願いします

uc_cort-gold.pdf (uccard.co.jp)

その他、一般的な海外旅行保険に関する質問は、ぜひ昭光通商保険サービスの井上までお気軽にご相談ください。

naho-inoue@shoko.co.jp